

平成29年1月

「入居者あんしん保険」 ストーカー対策費用保険金の商品改定のご案内
およびお客様のご契約への商品改定の適用について

あすか少額短期保険株式会社

弊社で販売している個人向け商品「入居者あんしん保険」のストーカー対策費用保険金補償特約(※)は、ストーカー行為等を受けたことを原因として警察にストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）に基づく申出等を行い受理された場合に、対策のために生ずる費用に対してストーカー対策費用保険金（30万円限度）をお支払いします。

※この特約を付帯した契約タイプを「入居者あんしん保険**プレミア**」と呼んでいます。

さてストーカー規制法が平成29年1月3日に改正され、住居等の付近をみだりにうろつく行為およびソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）が新たに規制の対象に変わりました。この法改正に対応した商品改定を行い、弊社のストーカー対策費用保険金においてもこれらを対象といたします。

平成29年1月3日以降の保険事故から今回の改定内容を適用いたします。

- 過去にご締結いただいた保険契約であっても、平成29年1月3日以降の保険事故であれば今回の改定内容を適用いたします。
- 追加の保険料をいただくことはありません。お手続き等も不要です。

ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

(担当窓口) 0120-592-166 [平日9:00~17:00]

以上

ストーカー対策費用保険金補償特約の改定箇所

改定前			改定後		
(用語の定義) 第1条 この条項で使用する用語とその定義は以下のとおりです。			(用語の定義) 第1条 この条項で使用する用語とその定義は以下のとおりです。		
	用語	定義		用語	定義
1	つきまとい等	<p>被保険者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、被保険者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいいます。</p> <p>(1)つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、または<u>住居等に押し掛ける</u>こと。</p> <p>(2)その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>(3)面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。</p> <p>(4)著しく粗野または乱暴な言動をすること。</p> <p>(5)電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは<u>電子メールを送信</u>すること。</p> <p>(6)汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付し、またはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>(7)その名誉を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>(8)その性的羞恥心を害する事項を告げもしくはその知り得る状態に置き、<u>またはその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付</u>しもしくはその知り得る状態に置くこと。</p>	1	つきまとい等	<p>被保険者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、被保険者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいいます。</p> <p>(1)つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、または<u>住居等に押し掛け、または住居等の付近をみだりにうろつく</u>こと。</p> <p>(2)その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>(3)面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。</p> <p>(4)著しく粗野または乱暴な言動をすること。</p> <p>(5)電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは<u>電子メールの送信等</u>をすること。</p> <p>(6)汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付し、またはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>(7)その名誉を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>(8)その性的羞恥心を害する事項を告げもしくはその知り得る状態に置き、<u>その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付</u>しもしくはその知り得る状態に置き、<u>またはその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信</u>しもしくはその知り得る状態に置くこと。</p>

改定前			改定後		
2	ストーカー行為	被保険者に対し、つきまとい等(注)を反復してすることをいいます。 (注) 第1(8)条(用語の定義)のつきまとい等の(1)から(4)までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限ります。	2	ストーカー行為	被保険者に対し、つきまとい等(注)を反復してすることをいいます。 (注) 第1(8)条(用語の定義)のつきまとい等の(1)から(4)までおよび(5)(電子メールの送信等に係る部分に限ります。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限ります。
3	ストーカー行為等	つきまとい等またはストーカー行為をいいます。	3	ストーカー行為等	つきまとい等またはストーカー行為をいいます。
4	住居等	住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいいます。	4	住居等	住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいいます。
			5	電子メールの送信等	次の各号のいずれかに掲げる行為をいいます。 (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。 (2) (1)に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
5	警察等	警察または検察庁をいいます。	6	警察等	警察または検察庁をいいます。
6	申出または告訴	ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に基づく警告、援助の申出または告訴をいいます。	7	申出または告訴	ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に基づく警告、援助の申出または告訴をいいます。

(第2条から第9条までは変更なし)